

平成26年度 第2回

鳥栖市文化財保護審議会

1. あいさつ
2. 議 題
 - (1) 出土品の取扱いについて
 - (2) 現地視察(勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城地区)
3. その他

日 時 平成26年11月18日(火)
午後2時～

場 所 鳥栖市役所南別館2階会議室

鳥 栖 市 教 育 委 員 会

【1】鳥栖市出土品取扱い基準について

1. 現状と目的

発掘調査の出土品は、調査終了（整理報告・記録作成まで）後は広く一般に公開活用されるべきものであり、学術研究に供する資料として保管すべきものである。

これまで本市では、出土品を原則すべて持ち帰り、保管してきた。調査件数の増加とともに収蔵量も増加しており、保管場所を検討する必要があると同時に、文化財の活用や将来にわたる保管について根本的に再考する段階に来ている。

このため、出土品を次世代にわたって適切に保管するために、保管・活用すべきものとそうでないものとに厳密かつ明確に区分する市独自の基準を設定する必要がある。

(1) 市が所有・管理する文化財資料

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ① 埋蔵文化財（図面・写真等の記録類含む） | コンテナ約 9,200 箱 |
| ② 民具等の民俗文化財 | 約 1,300 点 |
| ③ 市誌編纂事業に伴い収集された文献類等の歴史資料 | 約 8 件 1,000 点 |
| ④ 各地の自治体・研究機関等より寄贈を受けた図書類など | 約 17,000 冊 |

(2) 各施設の文化財資料保管状況

蓄積された膨大な量の資料は、現在 4 カ所の施設で整理された状態で収納（田代文化財整理室は現在空室）。

各施設の文化財資料保管状況（埋蔵文化財はコンテナ数、民俗文化財は点数）

施設名	面積（㎡）	埋蔵文化財	民俗文化財	その他
牛原町文化財整理室	事務所 274 倉庫 2 棟 380	5,500	50	重要遺物 調査記録類・書籍
古野文化財倉庫	倉庫 3 棟 290 (130・80・80)	3,500	450	歴史史料
旭文化財収蔵庫	200（3 教室）	200	800	—
田代文化財整理室	423（1 階 258+50 2 階 165）	—	—	—
市誌資料室	70	—	—	歴史史料・書籍
		9,200	1,300	

2. 課題

- 遺物は調査した遺跡ごとに各施設で分類・保管している。このため、将来にわたり保存・活用すべきものとそうでないものが混在。
- 近年緊急発掘調査件数が増加しており、このままでは収納スペースが飽和状態となる。
- 文化財資料の集約、特に古野町文化財収蔵庫など、市街地に立地する施設について、地域住民から移転の声があるとの指摘があり、議会の一般質問でもとりあげられた。
- これらの文化財資料は、一部を除いて有効活用されていない。職員の立会いで公開が

可能であるものの、常設の展示・活用施設が必要。

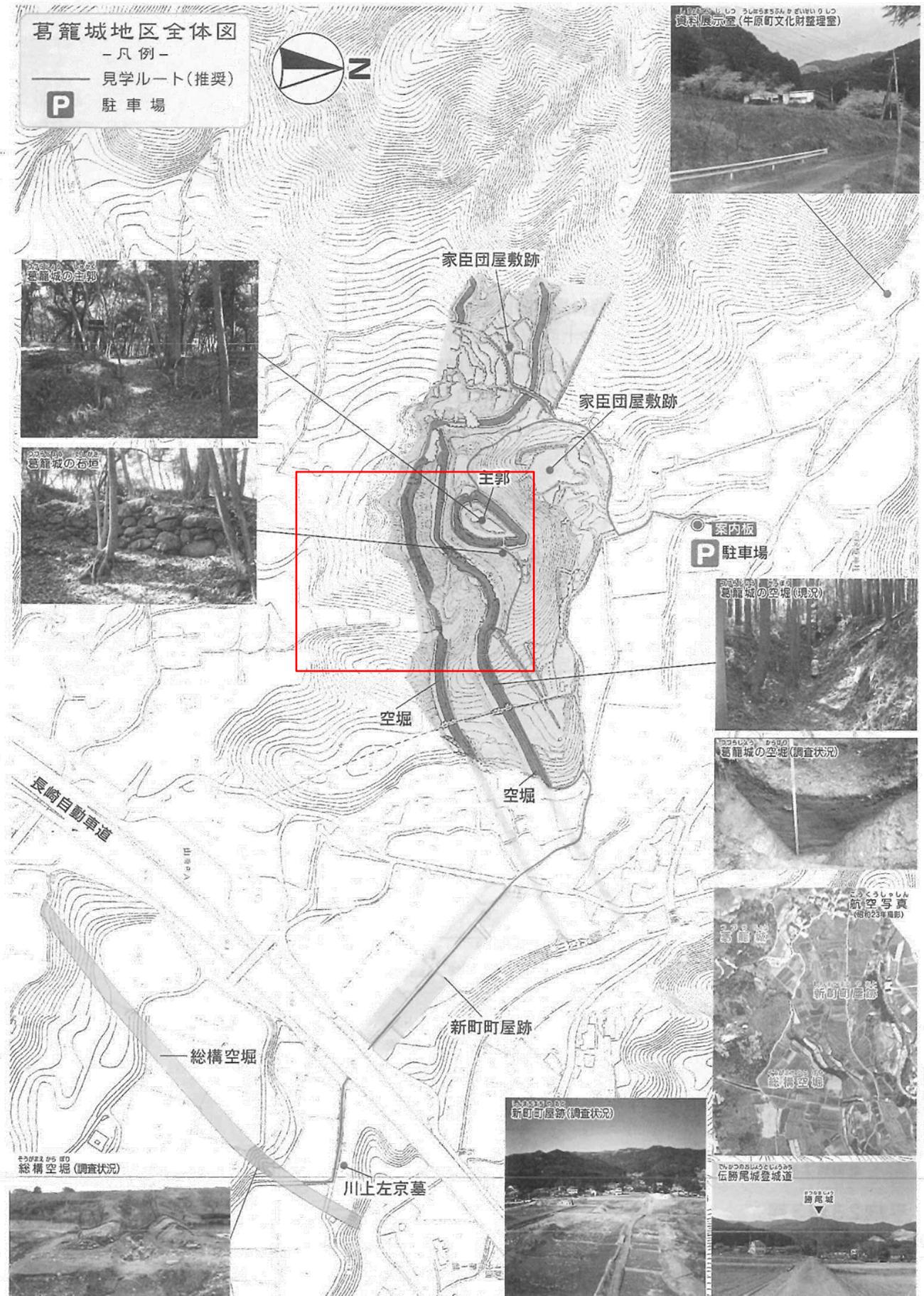
3. 今後の対策（出土品の区分と取扱い）

○現在遺跡単位で保管している出土遺物等を、出土品の選択種別（1～3種）に再整理・区分し、適宜収蔵する。

種別	説明		取扱い
1種	重要遺物(金属器・石器・装身具など)		保管
2種	調査報告書所収遺物 活用が容易なもの(完形の土器など) その他学術研究上保管すべきもの		
3種	調査報告書未所収遺物 活用の可能性が低いものの学術研究上保管すべきもの		
	小破片	縄文土器、搬入土器、貿易陶磁器類など、 小破片であっても個体の情報を得られるもの	
	一定量で総体を把握できるもの	一定量のサンプル	
将来にわたって活用の可能性のないもの	遺構を構成する自然遺物	復元展示など活用の想定されるもの及び一定量のサンプル	廃棄
	小破片	遺物の性質や時代を示す特徴的な部分(土器の口縁部、底部など)以外のもの	
	一定量で総体を把握できるもの	近世以降の瓦、レンガ、木造構造部材、石器等の原材など、多量に出土した同種類で規格性のあるもの	
	遺構を構成する自然遺物	縄文時代の集積や弥生時代の箱式石棺墓などの部材	

※従来の調査遺跡単位の保管から、より活用が容易となる種別ごとの保管に転換

【2】勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区確認調査



葛籠城跡確認調査予定図

